

様式第 2

出店するにあたり、下記 1 及び 2 に記載された事項の遵守を表明・確約するとともに、下記 3～7 に記載された事項に同意します。

- 1 光のページェント TWINKLE JOY0 開催に係る露天等営業に関する規約(以下「規約」という。)第 4 条各号に該当しないこと。
- 2 次の各号を遵守すること。
 - (1) 主催(実行委員会)及び警備員・警察官の指示に従うこと。
 - (2) 申請者以外の者が営業しないこと(名義貸しをしないこと)。
 - (3) 実行委員会から交付を受けた出店許可証を店舗内の外部からわかり易い場所に掲示すること。
 - (4) 露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯すること。
 - (5) 18 歳未満は午後 10 時まで就労できるが、15 歳以下は午後 8 時までしか就労できない。ただしお手伝いは可。
※未成年者の就労ではなく、自宅で面倒を見る者がいない場合、保護者の管理のもとテント内に待機させておくことは可とする。事故・ケガについては保護者責任とする。
 - (6) 出店場所及びその周辺を破損、汚損しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原状復旧すること。
 - (7) 出店に際して発生したゴミ等については、実行委員会が定めた廃棄場所に廃棄し、その場に放置しないこと。(特に油缶) ゴミの分別は不要。
 - (8) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼす恐れがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
 - (9) 販売品目は出店申込書に記載したもの以外は、実行委員会の許可なく販売しない。
また、販売しない品名を出店申込書に記載しないでください。
- 3 出店者が規約第 4 条各号に該当しないことを確認するに当たっては、実行委員会が関係機関と連携して行うこと。
- 4 出店申込書に虚偽の内容が記載されていること、禁止事項が守られていないこと等が判明した場合には、直ちに出店確認を取り消されても異存のないこと及びこれにより損害が生じた場合でも一切を自身の責任とすること。
- 5 火気を使用される店舗については、消火器を必ずご持参ください。(消防よりチェックがあります)
- 6 上水道使用については設置されている水道をご使用ください。
使用済み排水はトイレ横の下水桝に流してください。上水用流し台に汚水を流したり、流し台での洗い物はしないでください。
- 7 石の広場への車両の進入は観客の安全を確保するために、午後 4 時から午後 9 時 30 分の間は、進入禁止といたします。